

平成27年度（第43回）全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

- 1 日 時 平成27年10月27日（火）14：00～17：00 会議
28日（水） 8：00～12：30 視察
- 2 場 所 ホテルモナーク鳥取
- 3 出席者 鳥取海区漁業調整委員会
委員 田口会長、生越会長職代理、井本委員、米村委員
米田委員、祇園委員、遠藤委員
事務局 小畑事務局長、氏事務局長、難波書記、太田書記、
蟻坂書記
鳥取県 岸田農林水産部長、三木水産振興局長、渡辺係長

4 内 容

(1) 概要

全国海区漁業調整委員会連合会による次年度の国への要望事項等について協議をした。また、鳥取県からの情報提供として、「鳥取県における海女漁業の展望と課題」について、鳥取県漁協小倉一浩氏の講演を行った。

(2) 平成28年度要望事項について

各海区より、合計15の議題が提案された。

(議題の内訳)

Ⅲ 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整等について

- 沿岸漁業と大中型まき網の調整について …… 5題
 - ・沿岸漁業者と大中型まき網の協議の場の設定
 - ・VMS（船舶位置）の網船以外への設置
 - ・クロマグロ、ブリ、マダイ等の資源管理対策
- クロマグロの資源管理について …… 3題
 - ・定置網等、沿岸漁業におけるクロマグロ小型魚の具体的な混獲防止、再放流手法の提示
 - ・資源管理に伴う減収補填、支援対策の拡充

Ⅳ 外国漁船問題等について

- 外国船の操業秩序、資源管理、監視取締等について（鳥取海区提案含む）…… 4題
 - ・外国漁船に対する監視、取締りの強化
 - ・暫定水域における漁業秩序と資源管理対策の確立
 - ・影響緩和対策の継続及び拡充

Ⅴ 漁業者の安全確保について

- プレジャーボート、ミニボートに対する安全確保について…… 3題
 - ・プレジャーボートに対する保険加入の法制化
 - ・ミニボートの安全対策
 - ・小型船舶の係留対策

→ いずれの議題も、日本海ブロックの提案として総会に上程されることが議決された。

(3) 次期開催県

山形県で開催

(4) 情報提供

「鳥取県における海女漁業の現状と課題」 鳥取県漁協 小倉 一浩氏

(5) 視察

- 賀露地区：かっこ館、かろいち、わったいな
- 鳥取砂丘：砂の美術館

o

Ⅲ 沿岸資源の適正な利用について

青森県西部海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	大中型まき網漁業の操業の適正化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>大中型まき網漁業は、マイワシ、マサバなどの主対象資源が減少してきた結果、近年、その経営維持のため、これまで沿岸漁業者が主に漁獲してきたクロマグロ、ブリ、タイなどの高級魚資源を、圧倒的な設備による一網打尽の小型未成魚の多獲など質より量を重視した操業姿勢などにより、沿岸漁業との間に新たな漁場競合や資源競合などの問題を各地で惹起させ、沿岸漁業者に深刻な問題を提起しています。</p> <p>国がこれまで取り組んできた日本海西部海域でのクロマグロ小型魚の保護措置や未成魚の乱獲防止措置などの一定の御努力には、敬意を表するところですが、秋田県以南の海域において、本県沖を含む日本海を広域的に回遊する複数の資源を大量漁獲している大中型まき網漁船が、クロマグロ、ブリ、タイなどを大量に漁獲することは、沿岸漁業にも大きな影響を与えることから、さらに踏み込んだ広域的、総合的な漁獲管理が必要と考えるところです。</p> <p>つきましては、以下について国の従来に増しての特段の措置を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 資源評価については、沿岸漁業者及び沖合漁業者が共に納得いくような公平性・透明性を確保するとともに、生物学的許容漁獲量に基づくTAC配分については、実績主義に陥らない調和ある適正配分と指定漁業漁獲量管理の厳正化を講じること。2 TAC以外の魚種についても、水産資源の持続的利用と適正配分のために、大中型まき網漁業に対して実効性のある措置と対応を講じること。3 平成27年から行われたクロマグロの資源管理について、大中型まき網漁業の規制をより強化することにより早急に効果を上げ、早期に零細・小規模で就業者が多い沿岸漁業者の負担軽減を図ること。	

新規要望	○継続要望
議 題	日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>山形海区では、平成24年度から沿岸漁業者と関係する大中型まき網船団体との間で漁業者協定が締結され、当該まき網船団との漁業調整が大きく前進しました。</p> <p>また、同時期に船舶位置監視システム（VMS）が全船団に設置され、違反操業の抑止効果が期待されました。しかしながら、VMSに関しては、網船への設置であって、船団を構成する探索船、運搬船までは設置されていないため、これらの船の位置までは把握できません。当海区において禁止区域や協定内容に関して違反の疑いがあるとして漁業者等から寄せられた通報では、探索船に関するものが多くあり、VMSによる確認が出来ないため、その真実を明らかにすることは困難でした。</p> <p>については、VMSによる違反操業の抑止効果の向上や沿岸漁業者の不安解消のため、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>大中型まき網船団については、VMSの設置を探索船、運搬船にまで義務づけること。</p>	

新規要望

○ 継続要望

(趣旨説明：新潟・佐渡連合海区)

議 題 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および制限について

提案理由、要旨等

沿岸域、特に天然礁においては、依然として大中型まき網漁業による沿岸漁業の重要魚種であるマダイ、ブリ、サバなどの漁獲が頻繁に認められており、大量漁獲による魚価への影響ならびに資源の悪化が懸念されている。さらに、クロマグロの資源管理の強化に伴い、今後、漁獲努力量がこれら魚種へ移行する恐れがあるため、沿岸漁業者の経営に対する影響が危惧される。

沿岸の天然礁については、元来優良漁場として利用・保護されてきており、漁業者の自主的な取り組みのほか、遊漁船業者・プレジャーボート遊漁者とも調整を図るなど、沿岸漁業者が資源の持続的利用に努めている。

については、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および天然礁周辺を中心とした沿岸漁業の重要な資源の持続的利用を図るため、下記の事項について要望する。

記

- 1 沿岸漁業と大中型まき網漁業者間の調整のための話し合いの場を継続的に設定し、指導助言を行うこと。
- 2 天然礁周辺のまき網操業の規制について、協議の場での積極的な指導・調整を行うこと。
- 3 沿岸漁業と大中型まき網漁業で共通に漁獲されている沿岸漁業の重要魚種に対する適切な資源管理措置を講ずること。
- 4 日本海のブリにおいて未成魚の漁獲を制限する措置を講ずること。
- 5 VMSを活用し、大中型まき網漁船に対し実効ある取締りを行うこと。

新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>京都府沿岸海域では、大中型まき網船団が操業禁止区域（距岸3海里）境界付近の天然礁等で繰り返し操業を行い、操業区域違反等が疑われる事例が継続的に発生していたため、府沿岸漁業者は「大中型まき網漁業との調整を考える会」を平成17年6月に組織し、同船団団体との話し合いを続け、同団体が議決した「府沿岸における操業自粛決議措置」の遵守徹底の依頼活動を毎年続けてきた。また、平成24年8月の指定漁業の一斉更新に伴い、本船（網船）へのVMSの設置が義務付けられた。このような状況で、まき網船の違法操業が完全になくなるものと考えられたが、現場海域では従前と変わらず違法が疑われる操業が続いている。</p> <p>については、沖合漁業の適性な操業を確保し、漁場及び資源の持続的利用に資するため、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大中型まき網漁業の違反操業に関する取締りをより十分機能させるため、付属船、特に灯船へのVMS設置を早急を実施すること。 2 VMS及びその他有力な情報等により、違反行為が明らかである場合には、関係船団に対する指導、処分を迅速に行うこと。 3 沿岸漁業者と関係大中型まき網船団とで実効性のある漁業協定を締結していくための話し合いの場の設定について斡旋を行うとともに、協議が円滑かつ十分に行われるよう指導・支援を行うこと。 4 重要漁獲対象種であるブリ・マダイ等の未成魚や産卵親魚を無差別に大量漁獲するまき網漁業を規制する等、沿岸漁業者による資源管理の取組が無駄にならないよう、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るための措置を講じること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>大中型まき網漁業は、漁獲能力が高くクロマグロをはじめブリ、アジ、サバ等を一度に大量に漁獲することから、沿岸漁業と漁場競合が生じているほか、漁場の荒廃や水産資源への影響が危惧されております。</p> <p>特に大中型まき網漁業が一度操業した後には、数日間にわたって魚が寄りつかなくなる等、沿岸漁業者の操業が成り立たなくなることが大きな問題であり、沿岸漁業者側には、大中型まき網漁業の規制強化について依然として強い要望があります。また、大中型まき網漁業の光力規制違反や禁止区域内における魚群探索等の違反操業の疑念が絶えず、沿岸漁業者は不信感を抱いています。</p> <p>近年、水産庁は、両者の協議の場を設置し、積極的な関与により調整を図っていただいているところですが、引き続き、下記の事項について特段のご配慮をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 沿岸漁業者の重要な漁場については、大中型まき網漁業の操業を禁止（自粛）する措置を講じるなど、水産資源の保護と沿岸漁業者の円満な操業を確保すること。 2. 漁業構造改革総合対策事業によるプロジェクト計画の採択にあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得ること。 3. 大中型まき網漁業の光力規制をはじめとした各種規制の取締強化及び付属船へのVMS設置の義務付けを行うこと。 4. クロマグロ資源の保護のため、産卵期、産卵場における操業を禁止するなど大中型まき網漁業のクロマグロの資源管理対策を強化すること。 	

○新規要望	継続要望
議 題	太平洋クロマグロの資源管理について（定置網の資源管理について）
<p>提案理由、要旨等</p> <p>本県の定置漁業は、①クロマグロのみならずサケ、ブリ、マダイ等を漁獲の対象としていること、②現状ではクロマグロ小型魚を生きたまま放流することは困難であること、③年や場所、時期によって漁獲状況が異なり、毎年のクロマグロ小型魚の漁獲状況を予想するのは困難なこと等から、クロマグロ小型魚の効果的・効率的な資源管理方法の確立が早急に求められる状況にあります。</p> <p>このことから、以下について国に対して特段の措置を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定置網に入ったクロマグロ小型魚を生かして放流する実証試験について、早急に技術を確立するとともに、その技術を一刻も早く普及させて効果を上げるために漁具の改良等経費を要する部分については補助事業の対象にするよう検討すること。 2 定置網でのクロマグロ小型魚の漁獲に関しては、地域や年による好不漁が激しく、単独の県やブロック内だけでの調整が困難であることが考えられることから、国での調整を検討すること。 	

新規要望	○継続要望	(趣旨説明：新潟・佐渡連合海区)
議 題 クロマグロの資源管理について		
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年、クロマグロ資源の悪化に伴い、国際社会においてクロマグロの資源管理に高い関心が集まっています。</p> <p>我が国沿岸の資源である太平洋クロマグロについても、資源の悪化が著しく早急な対策が求められたことから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の合意に基づき、本年から国内で漁獲されるクロマグロ小型魚の資源管理が開始されました。</p> <p>太平洋クロマグロ資源は、沿岸漁業のみならず、沖合漁業にとっても大変重要な漁獲対象魚種であり、この早期回復を図るためには、単に漁獲量規制を行うだけではなく、双方の漁業者が、漁業経営に支障が及ばない範囲内で、出来る取り組みを一つ一つ積み重ねていくことが重要であります。</p> <p>しかしながら、曳き縄などの零細な沿岸漁業が承認制に移行したうえに、今年度からは海域毎に小型魚の漁獲量の上限が設けられて各都道府県の漁獲量目安が示され、資源管理が強化されていくことに漁業者の不安が高まっています。</p> <p>このことから、クロマグロの資源管理について次のとおり要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クロマグロの漁獲規制については、先獲りによる都道府県間の格差が生じないように配慮すること。 2 混獲防止の具体的な方策を示すこと。 3 漁業者の操業に支障を来す場合には、損失補填措置を講じること。 4 日本海の大中型まき網漁業が自主規制している親魚の漁獲制限については、安定した産卵量を確保するためにも、継続実施と更なる制限強化に向けて最大限に指導力を発揮すること。（新規） 5 定置網で漁獲される未成魚の再放流に対する改良漁具の開発を加速させるとともに、導入に係る支援策についても併せて検討すること。（新規） 		

新規要望	○継続要望
議 題	クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>クロマグロの資源管理については、昨年WCPFCにおいて決定された資源管理方策に基づき、沖合、沿岸漁業別、海域ブロック別に未成年の漁獲上限枠が設けられ、関係する漁業、ブロックでは上限枠が近づくと枠を超えないよう、各種対策が講じられる。定置漁業の場合、その特性上網上げによる休漁、小型魚の再放流が有力な対策と考えられている。しかし、網上げによる休漁は、クロマグロだけでなく他の有用魚種も漁獲できなくなるので、新たな漁業収入安定対策を活用しても、漁業経営に与える影響は避けられない。また、小型魚の再放流は、時期、サイズによっては可能であっても、現場の時間、労力に制約がある中、定置漁業関係者にはかなりの負担を強いることになる。</p> <p>については、クロマグロの資源管理の実施にあたり、下記事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クロマグロ資源管理の取組により、漁業者が減収や負担が強いられる場合には、十分な支援措置等を講ずること。 2 クロマグロ資源管理については、漁業実態に応じた効果的な管理方法を検討し、具体的に打ち出すこと。 	

IV 外国漁船問題等について

新潟・佐渡・富山・石川・福井海区漁業調整委員会

新規要望	○ 継続要望	(趣旨説明：石川海区)
議 題	日本海における外国漁船の操業秩序の確立と取締体制の強化について	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>新日韓漁業協定により、暫定水域に組み込まれた大和堆では、韓国漁船による底刺網や籠の敷設が依然確認されており、無秩序な操業による資源の枯渇が懸念される。</p> <p>また、我が国排他的経済水域（EEZ）においても韓国漁船の違法操業、中国漁船の無許可操業により、本県を含む我が国の沖合底びき網漁船やいか釣り漁船の操業に支障が生じている他、当該水域における、漁獲対象魚種のホッコクアカエビ資源の減少も懸念されている。</p> <p>については、大和堆周辺海域の資源の持続的利用を図るため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 韓国、中国漁船に対する我が国監視取締体制の強化、徹底を図ること。 2 日韓、日中の政府間漁業交渉において、我が国排他的経済水域における韓国、中国漁船の現状を強く訴えるとともに、韓国、中国漁船による違法操業根絶のための監視取締体制の強化および操業秩序維持のための指導を要請すること。 		

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域における漁業操業秩序の確立について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>山陰沖に広範囲に設定された日韓暫定水域が、韓国漁船によって占拠され、我が国の漁業者が十分に操業できない状態となって 16 年が経過しており、漁業者による民間協議の成果として操業が可能となった僅かな漁場では、漁獲対象資源が枯渇し、既に漁場として機能していない現状が確認されている。</p> <p>また、この暫定水域を隠れ蓑にした韓国漁船による我が国排他的経済水域への違法な越境操業は、漁場維持機能管理事業によって繰り返し回収される大量の違法漁具からも明らかなおり、悪質、巧妙化しながら止むことなく続いており、我が国の漁業資源に対する深刻な脅威となっている。</p> <p>については、日韓両国の排他的経済水域にかかる境界の画定と暫定水域の解消を早急に実現されるよう要望するとともに、それまでの間、下記について具体的な対策を講じられるよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 韓国漁船による我が国排他的経済水域内での違法操業に対する徹底した取締 2 政府間協議による実効性を持った暫定水域内の操業秩序の確立と、日韓共同による資源回復対策 3 漁場維持機能管理事業の継続と充実、強化 	

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに我が国漁船の安全航行、安全操業の確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>新日韓漁業協定締結から15年以上経過しましたが、日韓暫定水域内では韓国漁船による無秩序操業により、水産資源の枯渇がますます懸念される状態となっております。</p> <p>また、双方の排他的経済水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化していますが、韓国側の違反操業は依然として多発しています。</p> <p>一方、民間漁業者間での協議により、平成21年に初めて暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施しましたが、浜田沖及び隠岐北方の暫定水域については、平成22年以降、協議の決裂により、海底清掃は実施できていません。</p> <p>加えて、暫定水域及び我が国の排他的経済水域の境界周辺海域においては、外国漁船の危険な航行及び操業により、我が国の漁船の安全航行、安全操業が脅かされる事案も発生しています。</p> <p>日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げて取り組んでいただくことを強く期待していますが、それまでの間の措置として、下記事項について格別の配慮を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。 2 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。 3 我が国漁船の安全航行、安全操業を確保するため、海上保安庁や水産庁による外国漁船の監視体制を強化し、その動向について情報収集に努めること。 4 現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、これらの影響を受け厳しい経営を強いられている漁業者に対する支援について、投棄漁具の回収事業等に加え、抜本的な経営救済対策を講じること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>島根県隠岐郡隠岐の島町所在の竹島は歴史的にみても国際法に照らしても、我が国固有の領土であることは明白です。</p> <p>しかしながら、竹島は半世紀以上に亘り韓国に不法占拠され、我が国の主権が行使できない状況にあります。</p> <p>竹島問題に端を発して設定された日韓暫定水域では、漁業秩序が確立できていないのが実態です。日韓漁業共同委員会交渉においては、韓国による漁業指導船派遣、日韓操業規制検討協議会の開催等、多少の進展が見られますが、基本的な問題は解決されていません。</p> <p>この状態が続けば暫定水域の水産資源の枯渇が懸念されるため、領土問題を早期に解決し、排他的経済水域を画定、暫定水域を撤廃すべきです。</p> <p>また、日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等については、水産庁や海上保安庁による取締りが行われているものの、排他的経済水域内における韓国漁船の違反操業は後を絶たないばかりか、違反の内容は年々悪質・巧妙化し、大量の密漁漁具が我が国漁業者による海底清掃により回収されています。</p> <p>さらに、日韓漁業共同委員会で決定される、はえ縄など韓国漁船の我が国排他的経済水域内への入漁隻数は協定締結時から減少しているものの、我が国の底びき網漁業などとの漁場競合が起こっている実態があります。</p> <p>については本県漁業の存続に係る喫緊の課題である次の事項について要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 竹島の領土権を早急に確立し、暫定水域を撤廃すること 2. 竹島の領土権が確立し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること 3. 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること 4. 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと 5. 外国漁船による影響を緩和するための対策を安定的に実施すること。 	

V 海洋性レジャーとの調整等について

山形海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>プレジャーボートの賠償責任保険についてはPR活動や漁船損害等補償法改正により漁船保険組合が引き受けられるようになるなど加入促進が図られている。</p> <p>しかしながら、強制保険でないためプレジャーボートの無保険船は少なからず存在し、とりわけ出航日数の少ない船に多いものと推察される。漁船との事故や漁具破損を起こした場合、無保険船では、休漁補償や漁具弁済が困難であるためトラブルに発展する事例が生じている。</p> <p>については、漁業者の安定操業の確保のため、漁場における漁船・漁業被害の補償制度の強化として下記の事項について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレジャーボートの利用者に対して賠償責任保険の強制加入を法制化すること。 2 法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。 	

新規要望

○ 継続要望

(趣旨説明：福井海区)

議 題 ミニボート利用者の実態把握と危険行為の防止について

提案理由、要旨等

ミニボートは、船舶安全法に基づく船舶検査、船舶職員および小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦士免許の適用除外になっている。そのため、その利用者の多くは海の基本的なルールだけでなく、ミニボートが気象および海象の影響を大きく受けやすいことさえ知らない状況にあり、海難事故の危険性が高まっている。

中でも、ミニボート利用者が沖合への出航や無灯火による夜間航行を行っており、漁船からは目視およびレーダーによる確認が極めて難しいため、漁業の操業や航行に多大な支障を生じている。

また、海をはじめとする水面には海上衝突予防法などいくつかの守らなければならない交通ルールがあることも、依然として広く知られていない。

については、より一層の安全指導に加えて、安全操業ならびに漁船とミニボートとの衝突等の危険性を回避するため、下記の事項について要望する。

記

【要望先：水産庁】

- 1 ミニボートによる海難および漁業の操業や航行に支障を及ぼす危険行為について、国土交通省に対し啓発に留まらない対策の必要性について理解を得るため、水産庁による漁業サイドの視点からみた実態把握調査を実施すること。

【要望先：国交省】

- 1 海面利用者相互の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限および夜間航行の禁止措置を講じること。

新規要望	○継続要望
議 題	ミニボートの安全対策及びプレジャーボートの係留対策について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>当海区の沿岸海域においては、錨綱による延縄切断や他船との衝突、さらに定置網への乗り上げや定置漁具に係留する等、プレジャーボート等が起因する事故や漁業を妨げる行為が絶えない。小型船舶操縦免許や船舶検査も要らないミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴いミニボートが関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に他船から確認しづらく、レーダーに映りにくいにも関わらず、海上、水上の基本的なルールを知らないユーザーが多く、漁業者の安全航行や安全操業を脅かす存在となっている。</p> <p>地方自治体が管理する港湾区域、漁港区域及び河川区域においては、無秩序な係留船や所有者不明の放置艇の浸水、沈没により周辺水域が汚染される等、ますます管理者の負担が大きくなる上、漁場への悪影響が懸念されている。これらは、プレジャーボートの数に比べ圧倒的に保管・係留施設が不足しているだけでなく、船舶所有者のモラル、責任感、遵法意識等の欠如に起因するものも少なくない。</p> <p>こうした中、京都府では漁業団体も参加する「京都府プレジャーボート等係留対策協議会」により、放置艇や無許可係留のパトロール及び啓発看板の設置を行うとともに、新たな係留施設の確保を検討しているところである。</p> <p>これらの問題を解決するには、国と地方とが一体となって早急に対策を講じる必要がある。ついては海面を利用する者の安全を確保し無秩序な係留等無くすため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業操業及び船舶航行の安全確保等に向けて、ミニボートの安全対策、海上のルール・マナーの周知徹底を図るため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講の義務付け、航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急にかつ確実に講じること。</p> <p>2 小型船舶の保管・係留施設を早期に拡充するため地方自治体等の取組を支援するとともに、保管場所を確認した上で登録を認める、船舶検査時に適正に管理されているか検認する等、無秩序な係留が早期に確実に減少するような具体策を講じること。</p>	